



平成 20 年 7 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C K グ ル ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 廣 谷 彰 彦
(J A S D A Q ・ コ ー ド 番 号 2 4 9 8)
問 合 せ 先 取 締 役 長 尾 千 歳
統 括 管 理 本 部 長
T E L 0 3 - 6 3 1 1 - 6 6 4 1

定款変更についてのお知らせ

当社は、平成 20 年 7 月 1 日開催の当社取締役会において定款の一部変更の承認を求める議案を平成 20 年 8 月 20 日開催予定の臨時株主総会に提案することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成20年 7 月 1 日開催の取締役会において、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」の導入を決議いたしましたが、その有効期限は平成20年 8 月20日開催予定の当社臨時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、買収防衛策の継続につきましては、本臨時株主総会において株主の皆様にお諮りすることが望ましいと考えております。そこで、株主の皆様のご意思をより法的に明確な形で反映させるために、その根拠規定として、かかる買収防衛策に関する事項についての決定並びに新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当てその他一定の措置について株主総会決議事項とすべく、変更案第18条（買収防衛策）を新設するものであります。

(2) 上記の変更案に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
< 新設 >	<u>(買収防衛策)</u> <u>第 18 条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、株主総会の決議又は取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</u>
第 18 条 ~ 第 46 条 < 記載省略 >	第 19 条 ~ 第 47 条 < 条数を繰り下げ >

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 20 年 8 月 20 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 8 月 20 日（水曜日）

以 上